

## 相模原市水路管理条例施行規則

平成 15 年 3 月 27 日

規則第 31 号

改正 平成 16 年 3 月 31 日規則第 29 号

平成 18 年 3 月 19 日規則第 48 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 50 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 56 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相模原市水路管理条例(平成 14 年相模原市条例第 58 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 31 年規則 32 号〕)

(許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する行為の許可の申請は、水路附属物改築等施行許可申請書により行うものとする。

2 条例第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する行為の許可の申請は、占用等許可申請書により行うものとする。

3 前 2 項の申請書には、次に掲げる図書のうち市長の指示したものを添付しなければならない。

(1) 条例第 5 条第 1 項各号に規定する行為(以下「行為」という。)の位置及びその付近について、方位、町名、地番、人家、公共物等を明記した案内図

(2) 法務局備付けの公図を複写したものに、複写年月日、複写者氏名、方位、行為の区域及び行為の区域に接する民有地の各筆ごとの所有者氏名を明記した図面

(3) 当該許可申請に係る事業の計画の概要を記載した図書

(4) 次に掲げる事項を明記した実測平面図(縮尺 500 分の 1 程度)

ア方位及び水路の流水方向

イ行為の区域又は位置

ウ境界標

工行為の計画内容

( 5 ) 横断図(縮尺 1 0 0 分の 1 程度)

( 6 ) 求積平面図

( 7 ) 構造図

( 8 ) 官民境界確定図

( 9 ) その他市長が必要と認める図書

(一部改正〔平成 1 8 年規則 4 8 号・3 1 年 3 2 号〕)

(許可事項の変更)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による許可の変更の申請は、変更許可申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、前条第 3 項に規定する添付図書のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

(一部改正〔平成 1 8 年規則 4 8 号〕)

(許可又は不許可の通知)

第 4 条 市長は、第 2 条又は前条の申請書の提出があった場合において、許可をするときは許可決定通知書により、許可しないときは不許可決定通知書により、当該申請者にその旨を通知しなければならない。

(許可の基準)

第 5 条 条例第 6 条に規定する規則で定める基準は、当該許可申請のあった区域及びその周辺において水路工事の予定がなく、かつ、水路の管理上又は保全上支障のないと認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときとする。

( 1 ) 国又は地方公共団体において、公用、公共用又は公益の用に供するために使用するとき。

( 2 ) 電柱、電線、電話柱、電話線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。

( 3 ) 通路の敷地の用に供するとき。

( 4 ) 通路橋、搬入路橋その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。

( 5 ) その他市長が必要と認めたとき。

(占用料の減免)

第6条 条例第13条の規定による占用料の減額又は免除の率は、相模原市道路占用料徴収条例施行規則(昭和44年相模原市規則第21号)別表の規定(各戸出入口として使用する通路及び通路橋に係る規定を除く。)を準用する。この場合において、同表中「条例第5条第1号から第5号まで」とあるのは「相模原市水路管理条例(平成14年相模原市条例第58号)第13条第1号から第5号まで」と、「条例第5条第6号」とあるのは「相模原市水路管理条例第13条第6号」と読み替えるものとする。

2 条例第13条の規定による占用料の減額又は免除を受けようとする者は、占用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書の提出を省略することができる。

(1) 条例第13条第1号から第5号までに該当するとき。

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者が電柱の支柱若しくは支線又は架空の水路を横断する電線若しくは各戸引込電線の設置のために占用するとき。

(3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が電話柱の支柱若しくは支線又は架空の水路を横断する電線若しくは各戸引込電線の設置のために占用するとき。

(4) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者がガスの各戸引込地下埋設管の設置のために占用するとき。

(5) 下水道の各戸引込地下埋設管の設置のために占用するとき。

(一部改正〔平成16年規則29号・18年48号・28年50号・29年56号・31年32号〕)

(原状回復の届出)

第7条 条例第14条の規定による届出は、原状回復届により行うものとする。

(一部改正〔平成18年規則48号〕)

(地位承継の届出)

第8条 条例第15条第2項の規定による届出は、地位承継届により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る地位の承継を示す書面その他参考となるべ

き事項を記載した図書の写しを添付しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則48号〕)

(権利の譲渡)

第9条 条例第16条第1項の規定による承認の申請は、権利譲渡承認申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 譲渡に関する当事者の意思を示す書面

(2) その他市長が必要と認める図書

(一部改正〔平成18年規則48号〕)

(立入検査等に係る身分証明書)

第10条 条例第17条第2項に規定する調査又は検査のため他人の占有する土地に立ち入る者の身分を示す証票は、身分証明書(別記様式)とする。

(一部改正〔平成18年規則48号〕)

(住所及び氏名の変更届)

第11条 条例第20条第1号に規定する住所及び氏名の変更に係る届出は、住所等変更届により行うものとする。

(一部改正〔平成18年規則48号〕)

(着手及び完了の届出等)

第12条 条例第20条第2号に規定する工事の着手の届出は工事着手届により、同号及び同条第3号に規定する工事の完了の届出は工事完了届により行うものとする。この場合において、当該届出書に市長が指示した図書を添付しなければならない。

2 前項の工事着手届は、工事に着手する日の前日までに市長へ提出しなければならない。

3 第1項の工事完了届は、工事が完了した日から5日以内に市長へ提出し、検査を受けなければならない。ただし、市長が認めた場合は、検査を省略することができる。

(一部改正〔平成18年規則48号・31年32号〕)

(修補請求等)

第 1 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為及び市長以外の者が行う水路工事(以下「行為等」という。)に係る<sup>か</sup>疵<sup>し</sup>の修補又は損害賠償の請求は、検査完了の日から次に掲げる期間内に行うものとする。

( 1 ) 石造、土造、金属造、コンクリート造これらに類するものによる水路附属物又は水路の地盤 2 年

( 2 ) 前号に掲げる以外のもの 1 年

2 前項の規定にかかわらず、行為等を行った者の故意又は重大な過失により瑕疵又は損害が生じた場合における修補又は損害賠償を請求することができる期間は、10 年とする。

(追加〔平成 1 8 年規則 4 8 号〕、一部改正〔平成 3 1 年規則 3 2 号〕)

(様式)

第 1 4 条 この規則の規定により使用する書類(別記様式を除く。)の様式は、別に定める。

(追加〔平成 1 8 年規則 4 8 号〕)

(委任)

第 1 5 条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成 1 8 年規則 4 8 号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(一部改正〔平成 1 8 年規則 4 8 号〕)

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

2 津久井町の編入の前日に旧津久井町法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成 1 6 年津久井町規則第 1 号)の規定によりなされた検査に係る条例第 5 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為及び同町の長以外の者が行う水路工事の保証の期間は、なお旧町規則の規定の例による。

(追加〔平成 1 8 年規則 4 8 号〕)

附 則(平成 1 6 年 3 月 3 1 日規則第 2 9 号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月19日規則第48号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第50号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第56号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第32号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 種	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、相模原市水路管理条例第17条第2項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
発行年月日	
有効期限	
相模原市長	
⑩	

（裏）

注意事項
1 この証票は、他人の土地に立入調査又は検査をする場合は必ず携帯すること。
2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

大きさ（縦55ミリメートル、横90ミリメートル）

別記様式(第10条関係)

(一部改正〔平成18年規則48号〕)